- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別し ています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	223			
	畜産物	999			
	水産物	486			
福島県	牛乳·乳児用食品	24			
TIME OF THE	野生鳥獣肉	15	12	イノシシ肉(12)	
	飲料水	0			
	その他	44			
	小計	1,791	12	12	0
	農産物	51			
	畜産物	1,086			
宮城県	水産物	154			
	牛乳·乳児用食品	6			
	野生鳥獣肉	0			
	その他	1			
	小計	1,298	0	0	0
	農産物	75			
	畜産物	1,223			
	水産物	170			
茨城県	牛乳・乳児用食品	0			
	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	0			
	その他	1 100			
	小計	1,469	0	0	0
	農産物	191			
	水産物	1,891 2			
栃木県	牛乳・乳児用食品	11			
伽小宗	野生鳥獣肉	16	7	イノシシ肉(7)	
	飲料水	0		1222M(1)	
	その他	1			
	小計	2,112	7	7	0
	農産物	87	•	,	-
	畜産物	1,529			
	水産物	3			
群馬県	牛乳·乳児用食品	7			
併為宗	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	0			
	その他	5			
	小計	1,631	0	0	0
	農産物	71			
	畜産物	245			
	水産物	50	2	ギンブナ(1)、コイ(1)	
千葉県	牛乳・乳児用食品	4			
	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	0			
	その他	0	2	2	0
	小計	370			

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別し ています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
	農産物	22				
	畜産物	345				
	水産物	36				
青森県	牛乳·乳児用食品	2				
	飲料水	0				
	その他	3				
	小計	408	0	0	0	
	農産物	25				
	畜産物	1,275				
	水産物	81				
岩手県	牛乳・乳児用食品	24				
	野生鳥獣肉	0				
	飲料水	0				
	その他	0				
	小計	1,405	0	0	0	
	農産物	5				
	畜産物	114				
Alim IB	水産物	5				
秋田県	牛乳・乳児用食品	1				
	飲料水	1				
	その他	2				
	小計	128	0	0	0	
	農産物	13				
	畜産物	862				
	水産物 牛乳・乳児用食品	4				
山形県	野生鳥獣肉	0				
	飲料水	0				
	小計	881	0	0	0	
	農産物	35		0	U	
	<u> </u>	219				
	水産物	0				
	牛乳·乳児用食品	1				
埼玉県	野生鳥獣肉	0				
	飲料水	0				
	その他	1				
	小計	256	0	0	0	
	農産物	2		•	<u>_</u>	
	畜産物	24				
	水産物	0				
東京都	牛乳·乳児用食品	0				
	飲料水	0				
	その他	0				
	小計	26	0	0	0	
	農産物	16				
	畜産物	53				
	水産物	10				
神奈川県	牛乳•乳児用食品	16				
	飲料水	0				
	その他	1				
	小計	96	0	0	0	

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別し ています。

ᆄᄱ	食品群	'	基準値 超過件数	超過品目	
産地		検査件数		【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	56			
	畜産物	174			
	水産物	13			
新潟県	牛乳•乳児用食品	6			
	野生鳥獣肉	6			
	飲料水	0			
	その他	3			
	小計	258	0	0	0
	農産物	4			
	畜産物	7			
	水産物	0			
山梨県	牛乳·乳児用食品	1			
	飲料水	1			
	その他	1			
	小計	14	0	0	0
	農産物	16			
	畜産物	753			
E m7 : E	水産物	0			
長野県	牛乳·乳児用食品	2			
	野生鳥獣肉	14			
	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	785	0	0	0
	農産物	8			
	畜産物	87			
静岡県	水産物	4			
	牛乳・乳児用食品	0			
	野生鳥獣肉	0			
	飲料水 その他	<u>3</u> 4			
	<u>・小計</u>	106	0	0	0
	農産物	36			<u> </u>
	畜産物	1,360			
	水産物	28			
北海道	牛乳・乳児用食品	16			
	飲料水	0			
	その他	18			
	小計	1,458	0		
	農産物	1	_		
	畜産物	11	_		
富山県	水産物	1	_		
コロホ	飲料水	0			
	その他	0	_		
	小計	13	0		
	農産物	0			
- W =	畜産物	0			
石川県	畜産物 水産物	0			
石川県	畜産物 水産物 その他	0 0			
石川県	畜産物 水産物 その他 小計	0 0 0	_ _ 0		
石川県	畜産物 水産物 その他 小計 農産物	0 0 0 0			
石川県	畜産物 水産物 その他 小計 農産物 畜産物	0 0 0 0 4	 0 		
石川県富井県	畜産物 水産物 その他 小計 農産物	0 0 0 0	_ _ 0		

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報 告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に 記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別し ています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	0	_		
	畜産物	24			
469	水産物	0			
岐阜県	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	0	_		
	小計	24	0		
	農産物	10			
	畜産物	74			
	水産物	0			
愛知県	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	2			
	小計	86	0		
	農産物	0			
	畜産物	162			
	水産物	0			
三重県	野生鳥獣肉				
	野生馬獣肉	0			
	・ 小計				
	農産物	162	0		
		0			
	畜産物	26			
滋賀県	牛乳・乳児用食品	0			
	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	26	0		
	農産物	0			
	畜産物	150			
京都府	水産物	5			
יוי יום אני	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	155	0		
	農産物	2			
	畜産物	0			
	水産物	0	_		
大阪府	牛乳·乳児用食品	2			
	飲料水	0	_		
	その他	0	_		
	小計	4	0		
	農産物	8	_		
	畜産物	43			
	水産物	1	_		
兵庫県	牛乳·乳児用食品	0	_		
	飲料水	0	_		
	その他	0	_		
	小計	52	0		
	農産物	0	_		
	畜産物	3	_		
奈良県	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	3	0		
	農産物	3			
	畜産物	2			
	水产物	0			
和歌山県	野生鳥獣肉	0			
	野生馬獣内	1			
	小計	6	0		
	農産物	0 70			
	畜産物	76			
鳥取県	水産物	0			
	飲料水	0			
	その他	0	-		
	小計	76	0		

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別し ています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	0			
	畜産物	251			
島根県	水産物	0			
	その他	0	_		
	小計	251	0		
	農産物	0			
岡山県	畜産物	60			
	水産物	1			
	小計	61	0		
	農産物	0			
	畜産物	14			
広島県	水産物	0			
	牛乳・乳児用食品	0			
	その他 小計	0 14	0		
	農産物	14	U		
	長生物 畜産物	1 59			
山口県	水産物	1			
шцж	その他	0			
	小計	61	0		
	農産物	7			
	畜産物	8			
	水産物	0			
徳島県	牛乳·乳児用食品	0	<u> </u>		
NO ILLO YIC	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	15	0		
	農産物	8	_		
	畜産物	5			
香川県	水産物	0	_		
	その他	0			
	小計	13	0		
	農産物	2			
	畜産物	12			
	水産物	1			
愛媛県	牛乳·乳児用食品	2			
	飲料水	0			
	その他	2			
	小計	19	0		
	農産物	11			
	畜産物	0			
高知県	水産物	1			
IPJAN XI	牛乳・乳児用食品	1			
	野生鳥獣肉	0 13			
福岡県	小計 農産物	3	0		
	<u>長生物</u> 畜産物	12			
	水産物	0	<u>—</u>		
IMI-IN	その他	3			
	小計	18	0		
	農産物	1	_		
	畜産物	60			
佐賀県	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	1	_		
	小計	62	0		
					1

平成27年4月20日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	1	_		
	畜産物	97			
長崎県	水産物	1			
	その他	0	_		
	小計	99	0		
	農産物	1	_		
	畜産物	15	_		
能士 旧	水産物	0			
熊本県	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	0	—		
	小計	16	0		
	農産物	0	_		
	畜産物	0			
ナハョ	水産物	0	_		
大分県	飲料水	0	_		
	その他	0		·	
	小計	0	0		
	農産物	2	_		
	畜産物	70			
宮崎県	水産物	0	_		
	その他	0			
	小計	72	0		
	農産物	0			
	畜産物	388			
鹿児島県	水産物	0	_		
	その他	3	_		
	小計	391	0		
	農産物	0			
	畜産物	0	_		
沖縄県	水産物	0			
	その他	0			
	小計	0	0		
	農産物	11	_		
	畜産物	4	_		
	水産物	3			
その他	牛乳•乳児用食品	83			
(0)	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	21			
	その他	280			
	小計	402	0	0	0
	総計	16,610	21	21	0

※1:平成26年度公表検査結果

総計:314,216件(基準値超過565件)

※2:平成25年度公表検査結果

総計:335,860件(基準値超過1,025件)

※3:平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む)) 総計:278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))

※4:平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果

総計:137,037件(暫定規制値超過1,204件)

※5:食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。

基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、

廃棄等の適切な措置が取られます。